k　項番５「カウンターパーティ信用リスク　うち、ＳＡ－ＣＣＲ適用分」の項には、自己資本比率告示第七十九条の二（自己資本比率告示第百五十七条第五項及び第百六十五条第五項において準用する場合を含む。）の規定又は持株自己資本比率告示第五十七条の二（持株自己資本比率告示第百三十五条第五項及び第百四十三条第五項において準用する場合を含む。）の規定により算出した額に派生商品取引及び長期決済期間取引の相手方に適用されるリスク・ウェイトを乗じた額の合計額（イ欄及びロ欄）並びにこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。	k　項番５－１「カウンターパーティ信用リスク　うち、カレント・エクスポージャー方式適用分」の項には、自己資本比率告示第七十九条の二（自己資本比率告示第百五十七条第五項及び第百六十五条第五項において準用する場合を含む。）の規定又は持株自己資本比率告示第五十七条の二（持株自己資本比率告示第百三十五条第五項及び第百四十三条第五項において準用する場合を含む。）の規定により算出した額に派生商品取引及び長期決済期間取引の相手方に適用されるリスク・ウェイトを乗じた額の合計額（イ欄及びロ欄）並びにこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。
l　銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準等の一部を改正する件（平成三十年金融庁告示第十三号。以下この面において「平成三十年金融庁告示第十三号」という。）附則第二条第一項又は第四条第一項の規定により読み替えて適用する自己資本比率告示第七十九条第二項の規定又は持株自己資本比率告示第五十七条第二項の規定に基づきカレント・エクスポージャー方式を用いる場合には、項番５と項番６との間に「カウンターパーティ信用リスク　うち、カレント・エクスポージャー方式適用分」との名称の項（項番を付さないこと。）を追加すること。この場合において、当該項には、自己資本比率告示第七十九条の四（平成三十年金融庁告示第十三号附則第二条第一項の規定により読み替えて適用する自己資本比率告示第百五十七条第五項及び第百六十五条第五項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定又は持株自己資本比率告示第五十七条の四（平成三十年金融庁告示第十三号附則第四条第一項の規定により読み替えて適用する持株自己資本比率告示第百三十五条第五項及び第百四十三条第五項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により算出した額に派生商品取引及び長期決済期間取引の相手方に適用されるリスク・ウェイトを乗じた額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。	1　項番５－２「カウンターパーティ信用リスク　うち、標準方式適用分」の項には、自己資本比率告示第七十九条の三（自己資本比率告示第百五十七条第五項及び第百六十五条第五項において準用する場合を含む。）の規定又は持株自己資本比率告示第五十七条の三（持株自己資本比率告示第百三十五条第五項及び第百四十三条第五項において準用する場合を含む。）の規定により算出した額に派生商品取引及び長期決済期間取引の相手方に適用されるリスク・ウェイトを乗じた額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。
m　項番６「カウンターパーティ信用リスク　うち、期待エクスポージャー方式適用分」の項には、自己資本比率告示第七十九条の三（自己資本比率告示第百五十七条第五項及び第百六十五条第五項において準用する場合を含む。）の規定又は持株自己資本比率告示第五十七条の三（持株自己資本比率告示第百三十五条第五項及び第百四十三条第五項において準用する場合を含む。）の規定により算出した額に派生商品取引及びレポ形式の取引等の相手方に適用されるリスク・ウェイトを乗じた額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。	m　項番６「カウンターパーティ信用リスク　うち、期待エクスポージャー方式適用分」の項には、自己資本比率告示第七十九条の四（自己資本比率告示第百五十七条第五項及び第百六十五条第五項において準用する場合を含む。）の規定又は持株自己資本比率告示第五十七条の四（持株自己資本比率告示第百三十五条第五項及び第百四十三条第五項において準用する場合を含む。）の規定により算出した額に派生商品取引及びレポ形式の取引等の相手方に適用されるリスク・ウェイトを乗じた額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。
［ｎ～pp　略］	［ｎ～pp　同左］
［（第二面）～（第四面）　略］	［（第二面）～（第四面）　同左］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（信用金庫法施行規則第百三十二条第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項の一部改正）

第七条　信用金庫法施行規則第百三十二条第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項（平成二十六年金融庁告示第八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。